大阪府	柏原市、四條畷市、交野市	
兵庫県	姫路市、明石市	
奈良県	生駒市	
和歌山県	和歌山市	
岡山県	岡山市	
福岡県	飯塚市	
長崎県	長崎市	
宮城県	名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町	十八級地
茨城県	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	
栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町、野木町	
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、榛東村、玉村町、千代田町、大泉町	
埼玉県	熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、久喜市、呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町	
千葉県	野田市、東金市、流山市、八街市、富里市、山武市、酒々井町、栄町、大網白里町	
東京都	瑞穂町	
神奈川県	二宮町、中井町、大井町、箱根町	
富山県	富山市、南砺市	
石川県	金沢市	
福井県	福井市	
長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、下諏訪町、筑北村	
岐阜県	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町	
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町	
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町	
三重県	桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町	十九級地
滋賀県	彦根市、長浜市、米原市、多賀町、高島市、甲賀市	
京都府	木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村	
大阪府	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町	
兵庫県	加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町	
奈良県	桜井市、五條市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原本町、曽爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町	
和歌山県	橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町	
広島県	呉市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町	
山口県	岩国市、周南市	
香川県	高松市	
福岡県	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	
佐賀県	佐賀市	
北海道	小樽市	その他
静岡県	熱海市、伊東市	
山口県	下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町の区域を除く。）	
福岡県	久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潴町の区域を除く。）	
全ての都道府県	一級地から十九級地まで以外の地域	

備考　この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

○厚生労働省告示第百四十五号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久